

第2回農業委員会定例会(議事録)

1. 日 時	令和2年2月28日(金)	午前 10時 00分
2. 場 所	竹原市民館 2階 第2, 3会議室	
3. 出席農業委員	1 西野委員, 2 赤坂委員, 3 石本委員, 4 山元委員, 5 祐本委員	
欠席農業委員		
出席推進委員	沖野推進委員, 岡田推進委員, 土居敏一推進委員, 佐伯推進委員	
欠席推進委員	建山推進委員, 下垣内推進委員, 土居民喜推進委員	
4. 説明員	國川事務局長, 木原係長, 鳥本主任主事, 佐藤主事	
5. 審議案件	<p>議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第10号 非農地証明申請について</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p> <p>報告第3号 農地法第4条の規定による届出について</p>	

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和2年第2回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、2番赤坂委員を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第1、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1～2ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、竹原町字貞光504番、忠海長浜三丁目182番1、2633番、2642番、2643番1、2650番1、2650番5、2651番1、2652番、2653番、2658番1の11筆、地目はいずれも畑、面積は計2,423㎡です。</p> <p>申請の事由は、所有者である水戸 定和氏が高齢により耕作が困難になったことに伴い、娘の水戸 薫氏に所有権を移転するために申請されたものです。</p> <p>営農計画はみかん及び一般野菜です。</p> <p>経営面積は今回の申請地を含め24.3aで竹原町及び忠海町の下限面積10aを満たしています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>まず初めに竹原町の農地の現地確認を行った石本委員から補足説明をお願いします。</p>
石本委員	<p>申請地は、竹原保育所から南東に約100m付近にあります。</p> <p>現地確認したところ、耕作可能な農地でした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>続いて忠海長浜の農地の現地確認を行った佐伯推進委員から補足説明をお願いします。</p>
佐伯 推進委員	<p>申請地は、安芸長浜駅から北東に約700m付近にあります。</p> <p>現地確認したところ、耕作可能な農地でした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に日程第2、議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の2ページ、参考資料の3ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、下野町字神田3039番の1筆、地目は畑、面積が727㎡の内、80㎡です。</p> <p>申請地は、平成24年頃から既に墓地として使用されており、申請者から無断転用に至った経緯について始末書の提出がありました。</p>

	<p>申請者は農地法を十分に理解しておらず，許可を得ないまま墓地として利用していたことを深く反省しており，今後このような事態にならないよう注意し，農地法の規定を遵守する旨を誓約しています。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で，第2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>現地確認を行った土居敏一推進委員から補足説明をお願いします。</p>
土居敏一 推進委員	<p>申請地は，中通小学校から北西に約350m付近にあります。現地確認時，既に墓地として利用されていました。説明は以上です。</p>
議長	<p>これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑，意見なし」の声あり</p>
議長	<p>ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に2番について事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>議案の2ページ，参考資料の4ページをご覧ください。</p> <p>2番の申請地は，西野町字風呂ヶ谷1513番1，1513番3，1514番，1515番1，1538番1，1539番1，1540番2，1541番2，1542番1，1542番2，1543番の11筆，地目は田が8筆，畑が3筆，面積が計4,830㎡です。</p> <p>申請の事由は，農地改良の目的に供するため一時転用するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で，第2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。</p>
沖野 推進委員	<p>申請地は，西野集会所から北に約200m付近にあります。現地確認時，草刈りがされており適切に維持管理されていました。説明は以上です。</p>
議長	<p>これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑，意見」の声あり</p>
議長	<p>ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>

議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に日程第3，議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ，参考資料の5ページをご覧ください。 1番の申請地は，東野町字天田993番，1006番の2筆，地目はいずれも田，面積が計1,139㎡です。 申請の事由は，太陽光発電設備の用途で利用することに伴い，所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で，第2種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った岡田推進委員から補足説明をお願いします。
岡田 推進委員	申請地は，東野保育所から北西に約200m付近にあります。 現地確認時，耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ，参考資料の6ページをご覧ください。 2番の申請地は，新庄町字蔵山1393番の1筆，地目は田，面積が1,180㎡の農地です。 申請の事由は，太陽光発電設備の用途で利用することに伴い，賃借権を設定するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で，第2種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。
沖野 推進委員	申請地は，荘野小学校から東に約400m付近にあります。 現地確認時，耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり

議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に3番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の7ページをご覧ください。 3番の申請地は、西野町字上坊地1458番、1460番の2筆、地目はいずれも田、面積が計1,543㎡です。 申請の事由は、太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。
沖野 推進委員	申請地は、西野集会所から北に約400m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に4番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の8ページをご覧ください。 4番の申請地は、竹原町字下新開3533番（仮換地街区 50街区1）の1筆、地目は田、面積が2,023㎡（換地後の面積が1,324.77㎡）です。 申請の事由は、分譲住宅用地の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、土地区画整理区域内にある第3種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った石本委員から補足説明をお願いします。
石本委員	申請地は、竹原市役所から北西に約350m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。

	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に5番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の4ページ、参考資料の9ページをご覧ください。 5番の申請地は、竹原町字多井一ノ割2780番の1筆、地目は田、面積が計1,788㎡です。 申請の事由は、太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議長	現地確認を行った石本委員から補足説明をお願いします。
石本委員	申請地は、竹原西保育所から西に約550m付近にあります。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に日程第4、議案第10号「非農地証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局長	議案の5ページ、参考資料の10ページをご覧ください。 申請地は、田万里町字鏡田1160番2の1筆、地目は畑、面積は計33㎡です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。 申請地は納屋敷地の一部となっており、納屋が建築された昭和20年頃から現在に至るまで使用されており、地目変更登記を行うため申請されたものです。説明は以上です。
議長	現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。
沖野推進委員	申請地は、田万里小学校から北に約50m付近にあります。現地確認時、既に納屋敷地の一部として利用されていました。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり

議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって、非農地証明をすることに決定いたします。 次に日程第5 報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の6ページ、参考資料の11～15ページをご覧ください。 令和2年1月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。 件数は6件、筆数は田49筆、畑17筆の計66筆 面積は計20,474.21㎡の届出がありました。詳細につきましては参考資料の11～15ページをご確認ください。説明は以上です。
議 長	次に日程第6 報告第3号「農地法第4条規定による届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の7ページ、参考資料の16ページをご覧ください。 令和2年2月に農業委員会に農業用施設の届出のあった件数、施設の種類、施設の面積について報告いたします。 件数は2件、施設の種類の農業用倉庫2棟、施設の面積は10㎡及び36㎡です。本件は、耕作者が耕作を行っている農地に自らの農作物の育成のための農業用施設を建設する場合であって、農業施設の規模が2a（200㎡）未満であれば許可を要しないこととしていることに伴い、違反転用と区別するために届出案件となっているものです。詳細につきましては参考資料の16ページをご確認ください。説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	①農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について 募集期間：令和2年2月27日から3月23日まで 体制強化のため委員定数を5名から7名に、農地の減少により推進委員の定数を14名から13名に変更。
議 長	以上をもちまして、令和2年第2回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年2月28日

議 長 祐本 征武

署名委員 赤坂 佳折